

OIEによる我が国の「無視できるBSEリスク」の国のステータスの認定

古田 暁人[†] (農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐)



本年5月にパリで開催されたOIE総会において、我が国は、国際的なBSEの安全性格付け(BSEステータス)の最上位である「無視できるBSEリスク」の国に認定された。今般の認定は、生産者の方々を始め、獣医師、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉加工業界、地方行政機関等、これまで長期間にわたり、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた全ての関係者の不断の努力の成果であると考えている。本稿では、これまで我が国が実施してきたBSE対策とOIEによるステータス認定の概要について紹介する。

1 我が国が取り組んできたBSE対策について

BSE(牛海綿状脳症)は、1986年に英国において初

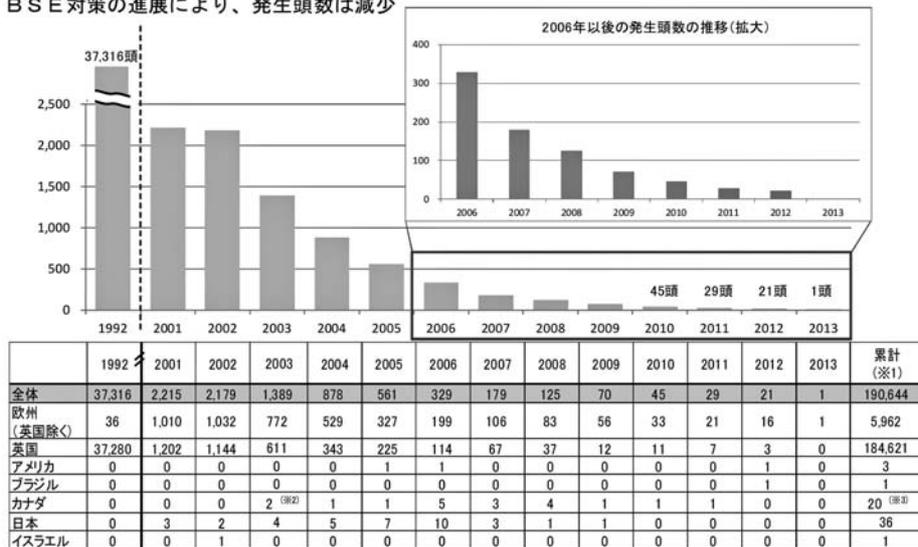
めて確認された牛の病気である。その後、英国での発生が急増し、1990年代には欧州に広がっている。この病気が牛の間で広まったのは、BSEに感染した牛を原料とした肉骨粉等を飼料として使用したことが原因とされているが、肉骨粉等を牛用飼料に利用することを禁止する等のBSE対策を講じた結果、近年、世界のBSEの発生頭数は大幅に減少している(図1)。

我が国においても、1996年4月に反すう動物由来肉骨粉の反すう動物用飼料への使用を禁止した後、2001年9月に初めてBSEの発生が確認されたことを踏まえ、国内措置及び国境措置からなる各種のBSE対策の強化を行ってきた。

2001年10月から、と畜場で食肉処理を行う全ての牛に対するBSE検査の導入、頭部(舌及び頬肉を除く)、脊髓及び回腸遠位部を特定危険部位(SRM)として全ての牛から除去した上で焼却(2004年2月からせき柱

世界のBSE発生件数の推移

- ・ 発生のピークは1992年
- ・ BSE対策の進展により、発生頭数は減少



出典：OIE

※1 ○I Eのデータ更新は、2013年5月12日現在。

※2 うち1頭は米国で確認されたもの。

※3 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含んでいる。

図1 世界のBSE発生件数の推移

[†] 連絡責任者：古田 暁人 (農林水産省消費・安全局動物衛生課)

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 ☎03-3502-8111(代表) FAX 03-3502-3385

我が国のBSEの発生状況

- 2001(平成13)年9月に初めてBSEが確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)の発生を確認。
- BSE感染牛を出生年別にみると、1996(平成8)年生まれが12頭、2000(平成12)年生まれが13頭と多くなっている。
- 8例目及び24例目は、検出された異常プリオン蛋白質の性状が定型的なものと異なるとされている。
- 飼料規制の実施直後に出生した牛(2002(平成14)年1月生)以降に生まれた牛での発生はない。

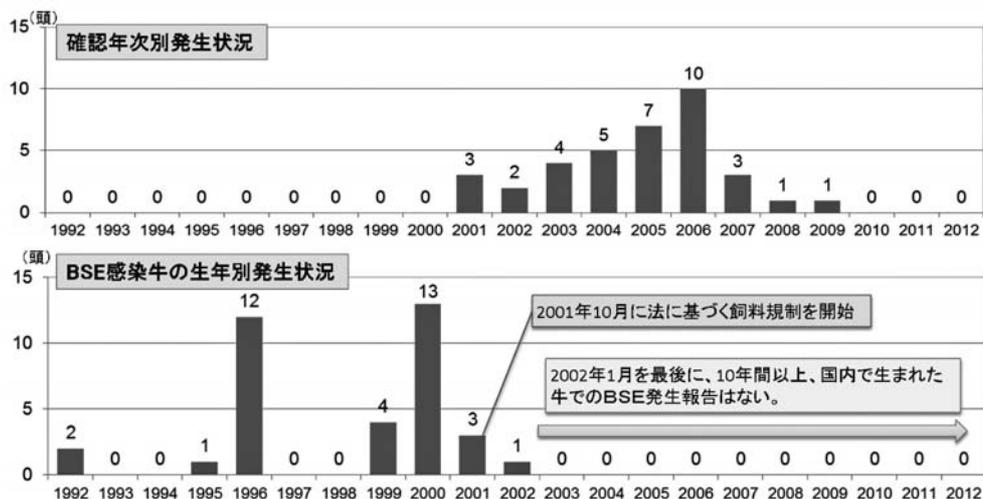


図4 我が国のBSEの発生状況

国際獣疫事務局(OIE)について

OIE=Office International des Epizooties(仏)
(= World Organization for Animal Health(英))

- 20世紀初頭の牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得て発足した、世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関
- 本部はフランス・パリで、178か国・地域が加盟(平成25年5月現在)

【OIE組織図】

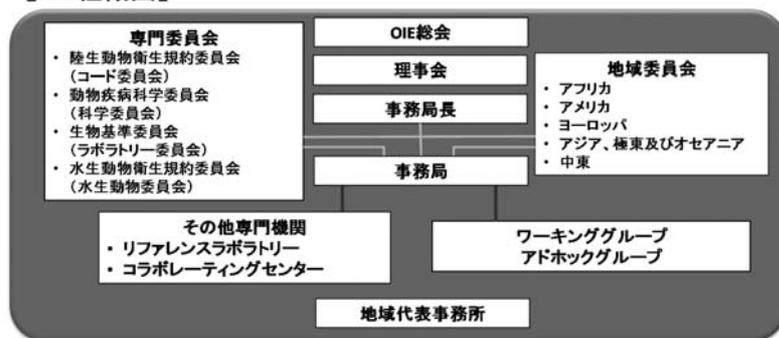


図5 国際獣疫事務局(OIE)について

関であり、2013年5月現在、178カ国・地域が加盟している(図5)。

OIEは、加盟国からの申請に応じ、特定疾病のステータスの公式認定を行っており、BSEについては、無視できるBSEリスクの国、管理されたBSEリスクの国、BSEリスクが不明な国の3段階に分類している。

BSEステータスの公式認定を希望する加盟国は、肉骨粉等の輸入状況、飼料規制の実施状況、サーベイランスの実施状況等に関する資料をOIEに提出する必要がある。提出された資料は、専門家(アドホックグループ及び科学委員会)によって評価が行われる。アドホック

グループとは、特定の科学的及び技術的事項を検討するため、OIE事務局長により特別に設置される会合であり、その報告書はOIE総会及び専門委員会の参照として提供される。

これら専門家による評価案は、加盟国にコメントを求めた上で、毎年5月に開催されるOIE総会で採択され、その国にステータスの認定証が交付される。ステータスの認定を得た国は、そのステータスの維持のため、毎年11月にOIEコードに規定されている条件を継続的に満たしている旨をOIEに連絡する必要がある。

無視できるBSEリスクステータスの主な認定要件は、



図7 2013年5月のOIE総会でステータス証明書を受領する日本代表团
左から、ヴァラOIE事務局長、シュヴァベンパウアーOIE総会議長、川島動物衛生課長（首席獣医官）

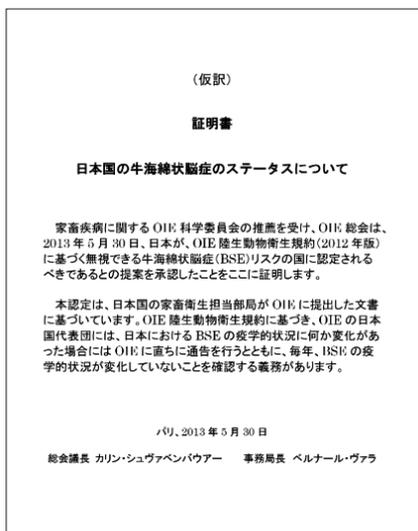


図6 OIEによる「無視できるBSEリスク」の国のステータス証明書 日本語仮訳

過去11年以内に自国内で生まれた牛でBSEの発生がないこと、有効な飼料規制（反すう動物由来の肉骨粉等が反すう動物に給与されない）が8年以上実施されていること、有効なサーベイランスが実施されていることとされている。我が国のBSE感染牛のうち、最後に生まれた牛は、2002年1月13日生まれであり、2013年1月14日に11年が経過していること、2001年10月の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料規制の開始から起算して、2009年10月に8年が経過していること、と畜場での健康牛及び農場での死亡牛等に対するBSE検査を行っており有効なサーベイランスが実施されていることから、2013年2月には無視できるBSEリスクステータスの認定要件を満たすこととなった。

こうしたことから、2012年9月、我が国はOIEに無視できるBSEリスクの国の認定申請を行い、2012年11

月のアドホックグループの審議、2013年2月の科学委員会の審議において我が国が無視できるBSEリスクの国の要件を満たしている旨の評価を得た。こうした評価を受け、本年5月26日から31日に開催された第81回OIE総会において、5月30日、我が国を無視できるBSEリスクの国に認定するステータス証明書が授与された。当該ステータスについては、5月31日の総会の決議により、最終的に決定されている（図6、7）。

なお、2013年5月のOIE総会では、管理されたBSEリスクの国としてブルガリア及びコスタリカが認定され、無視できるBSEリスクの国として日本のほかにイスラエル、イタリア、オランダ、スロベニア及び米国が認定された（図8）。

当該ステータスの維持のためにも、有効な飼料規制及び一定水準のサーベイランスは今後も引き続き行う必要があるが、我が国における死亡牛のBSE検査のあり方については、無視できるBSEリスクの国の認定を受け、具体的な検討を進めることとし、2013年度のレギュラトリーサイエンス新技術開発事業（食品安全、動物衛生及び植物防疫に関する施策の決定に必要な科学的根拠を得るための試験研究事業）において、その検討に必要なこれまで蓄積された検査データの統計学的解析、新たな死亡牛BSE検査計画のシミュレーションを開始することとしている。

今般の認定は、生産者の方々を始め、獣医師、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉加工業界、地方行政機関等、これまで長期間にわたり、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた全ての関係者の不断の努力の成果であると考えている。

また、日本産牛肉の輸出拡大においても、非常に喜ばしい出来事である。2001年のBSE発生を受け、各国は、我が国からの牛肉輸入を停止していたが、管理されたBSEリスクの国に認定された2007年以降、米国、香港

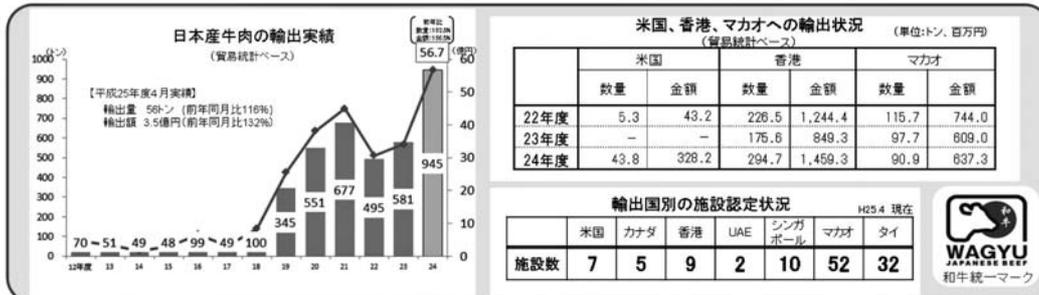
BSEリスクステータスの主な認定要件と認定国（2013年5月現在）

ステータス	リスク評価	サーベイランス	リスク低減措置	認定を受けた国・地域
無視できるリスク (25か国)	実施	B型サーベイランス※を実施中 ※5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス(例:日本の飼養規模の場合15万ポイントが必要)	①過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生がないこと。 ②有効な飼料規制※が8年以上実施されていること (※反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止)	アイスランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、ウルグアイ、オーストラリア、オーストリア、オランダ、コロンビア、シンガポール、スウェーデン、スロベニア、チリ、デンマーク、日本、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、フィンランド、ブラジル、ペルー、ベルギー
管理されたリスク (27か国・地域)	実施	A型サーベイランス※を実施中 ※10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス(例:日本の飼養規模の場合30万ポイントが必要)	有効な飼料規制※が実施されていること。 (※反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止)	アイルランド、イギリス、エストニア、カナダ、韓国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コスタリカ、スイス、スペイン、スロバキア、台湾、チェコ、ドイツ、ニカラグア、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、マルタ、メキシコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ
不明のリスク (その他の国・地域)		無視できるリスク、管理されたリスクのいずれにも該当しない場合		

図8 BSE リスクステータスの主な認定要件と認定国

国産牛肉の輸出促進について

- 目標値は2020年までに250億円(4千トン相当)
- 牛肉の大消費地である欧米諸国に集中的にプロモーションを行うことで輸出を拡大。
- 並行して品目別団体の育成を進め、日本産和牛のブランド確立・浸透、高度な衛生条件を満たす輸出認定施設の整備に努める。



国ごとの方向性

【最重点国】

牛肉の一大消費地である欧米(米国、EU)、新たな需要が見込まれる輸出解禁国

【重点国】

現在輸出が軌道に乗りにつつある国・地域(香港、シンガポール等)

【有望国:優先的に輸出解禁の働きかけを実施】

牛肉需要が見込まれるロシア、中国、韓国、台湾、メキシコ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、インドネシア

図9 国産牛肉の輸出促進について

等、一部の国・地域は、条件付き(SRMの除去等)で解禁している。2012年には輸出量・輸出額が過去最高を記録した一方、ロシア、中国等は未だ輸入を停止している。今回の認定は、我が国のBSE対策が国際的にも高く評価されたということでもあり、「攻めの農林水産業」の実現のために、こうした国々との検疫交渉をさらに精力的に実施し、輸出可能国を増やしていきたいと考

えている(図9)。

OIEへの申請書類も含め、我が国のBSEステータス認定に関する情報は、以下の農林水産省のウェブサイトに掲載されている。

http://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/bse/b_status/index.html